

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第7章 汎用申請関係</p> <p>（申請内容の訂正等）</p> <p>1－2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 「汎用申請変更」業務により訂正又は取消しの申し出があった場合は、<u>国際観光旅客税の納付申出の場合を除き</u>、申請を受理した部門（以下この章及び次章において「受理部門」という。）において、訂正又は取消内容をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>第7章 汎用申請関係</p> <p>（申請内容の訂正等）</p> <p>1－2 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 「汎用申請変更」業務により訂正又は取消しの申し出があった場合は、申請を受理した部門（以下この章及び次章において「受理部門」という。）において、訂正又は取消内容をシステムに入力し、送信するものとする。</p> <p>(2) （同左）</p>
<p>第8章 汎用申請<u>手数料等納付申請</u></p> <p>（汎用申請<u>手数料等納付</u>による申請）</p> <p>1－1 申請者が別表「汎用申請対象手続き一覧」に掲げる税関関連手続きのうち、<u>手数料又は国際観光旅客税（以下この章において「手数料等」という。）の納付</u>の必要がある手続きを行う場合は、「汎用申請」業務により申請を行った後、「汎用申請<u>手数料等納付申請</u>」業務において「汎用申請」業務で払出された汎用申請受理番号及び、<u>手数料等</u>の額等を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>1－2 （省略）</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>1－3 手数料の納付については、「汎用申請<u>手数料等納付申請</u>」業務により申請者に配信される「納付番号通知情報」を基に、MPN利用方式に対応したインターネットバンキングやATM（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付</p>	<p>第8章 汎用申請<u>手数料納付申請</u></p> <p>（汎用申請<u>手数料納付</u>による申請）</p> <p>1－1 申請者が別表「汎用申請対象手続き一覧」に掲げる税関関連手続きのうち、<u>手数料納付</u>の必要がある手続きを行う場合は、「汎用申請」業務により申請を行った後、「汎用申請<u>手数料納付申請</u>」業務において「汎用申請」業務で払出された汎用申請受理番号及び、<u>手数料</u>の額等を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>1－2 （同左）</p> <p>（手数料の納付）</p> <p>1－3 手数料の納付については、「汎用申請<u>手数料納付申請</u>」業務により申請者に配信される「納付番号通知情報」を基に、MPN利用方式に対応したインターネットバンキングやATM（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番</p>

## 新旧対照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>番号及び確認番号)を入力して行うことを求めるものとする。手数料納付がシステムで確認されると「許可・承認通知情報」が申請者に配信される。</p>	<p>号及び確認番号)を入力して行うことを求めるものとする。手数料納付がシステムで確認されると「許可・承認通知情報」が申請者に配信される。</p>
<p><u>(国際観光旅客税の納付)</u></p>	
<p><u>1-4 国際観光旅客税の納付については、税関様式C第1010号によるほか、「汎用申請手数料等納付申請」業務により申請者に配信される「納付番号通知情報」を基に、MPN利用方式に対応したインターネットバンキングやATM(現金自動預払い機)等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報(収納機関番号、納付番号及び確認番号)を入力して行うことを求めるものとする。</u></p>	
<p><u>(申請内容の訂正等)</u></p>	
<p><u>1-5 申請者が、前二項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</u></p>	<p><u>1-4 申請者が、前項の規定により提出した申告、届出等の訂正又は取消しを行う場合には、次により取り扱うものとする。</u></p>
<p>(1) (省略)</p>	
<p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「NACCS登録情報変更申出」に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求ることとする。なお、当該変更申出は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次に掲げる場合には、上記(1)による「汎用申請変更」業務では申請内容の訂正が行えないことから、当該申請の取消し理由等を「NACCS登録情報変更申出」に入力し、「汎用申請」業務にて送信することにより行うことを求ることとする。なお、当該変更申出は書面により申し出ることとして差し支えないものとする。</p>
<p>イ～ハ (省略)</p>	
<p><u>二 国際観光旅客税納付申出が誤っていた場合</u></p>	
<p>(3) 手数料の額の訂正を行う場合は、次による。</p>	
<p>イ 受理部門において「汎用申請手数料納付番号通知」業務を行う前 訂正是申請者が行うこととし、申請者は事前に受理部門へ連絡の 上、「汎用申請手数料等納付申請変更」業務を行うこと。</p>	<p>イ 受理部門において「汎用申請手数料納付番号通知」業務を行う前 訂正是申請者が行うこととし、申請者は事前に受理部門へ連絡の 上、「汎用申請手数料納付申請変更」業務を行うこと。</p>
<p>ロ (省略)</p>	

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(別表)	(別表)
汎用申請対象手続一覧	汎用申請対象手続一覧
【監視関係】	【監視関係】
手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)
船卸許可申請撤回申出書提出	(省略)
<u>国際観光旅客税の過誤納金の還付請求</u>	<u>国税通則法第56条第1項</u>
<u>国際観光旅客税納付申出（個人・直納）</u>	<u>国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）第18条第1項</u>
<u>国際観光旅客税納付申出（個人・MPN）</u>	<u>国際観光旅客税法第18条第1項</u>
<u>国際観光旅客税納付申出（運送事業者・直納）</u>	<u>国際観光旅客税法第17条第1項及び第2項</u>
<u>国際観光旅客税納付申出（運送事業者・MPN）</u>	<u>国際観光旅客税法第17条第1項及び第2項</u>
<u>国際観光旅客税の納税地の特例に係る承認申請</u>	<u>国際観光旅客税法第13条第1項</u> <u>国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第6条第1項</u>
<u>国際観光旅客税の納税地の特例に係る不適用の届出</u>	<u>国際観光旅客税法施行令第6条第4項</u>
<u>国際旅客運送事業の開廃等の届出</u>	<u>国際観光旅客税法第20条第1項及び第2項</u>
<u>国際旅客運送事業の異動に係る届出</u>	<u>国際観光旅客税法第20条第3項</u>

## 新旧对照表

## 【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
国際旅客運送事業の承継に係る届出	国際観光旅客税法第20条第4項及び第5項	
国際観光旅客税納税管理人に係る選任の届出	国税通則法第117条第2項	
国際観光旅客税納税管理人に係る解任の届出	国税通則法第117条第2項	
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】		
手続名称	根拠法令等	
(省略)	(省略)	
取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明	(省略)	
輸出申告撤回申出	関基67-1-10	
輸入(納税)申告撤回申出	関基7-7 関基67-3-7 関基67の19-1 <u>(予備審査制について(平成12年3月31日蔵関第251号)3(4)に規定する予備申告の取下げの申し出がなされる場合において、その申し出が輸入(納税)申告撤回申出書(税関様式C第5245号)を使用して行われるときを含む。)</u>	
(省略)	(省略)	